業 務 委 託 契 約 書（案）

1　契約名称
　ぐんま天文台150cm望遠鏡制御系更新業務委託

2　業務の内容
　ぐんま天文台150cm望遠鏡制御系更新業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところによる。

3　履行期間
　契約締結の日から令和１０年３月２５日まで

4　業務委託料　　金●●●，●●●，●●●円
　（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金●●，●●●，●●●円）

5　契約保証金
　免除

上記業務委託について、委託者　群馬県立ぐんま天文台　平井　愛明（以下「甲」という。）と、受託者　●●●●●●●●●　代表者　●●●●●●●　●●●（以下「乙」という。）とは、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲　所在地　群馬県吾妻郡高山村大字中山６８６０－８６
　　名称　　群馬県立ぐんま天文台
　　代表者　台長　　平井　愛明

乙　所在地　●●●●●●●●●
　　名称　　●●●●●●●●●
　　代表者　●●●●●●●　●●●

（総則）
第１条　甲及び乙は、ぐんま天文台 150cm 望遠鏡制御系更新業務委託に関する事項について、別に定める仕様書に従い、この委託業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。
２　前項の仕様書に明示されていない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

（工程表）
第２条　乙は、契約締結後速やかに、業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
２ 甲は、必要があると認めるときは、第１項の業務工程表を受理した日から７日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
３ 他の条項の規定により履行期間又は仕様書等が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前各項の規定を準用する。
４ 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

（監督員）
第３条　甲は、この契約の履行について、自己に代わって監督し、若しくは指示する監督員を定め、乙に書面により通知するものとする。
２ 甲は、事前に書面により乙に通知することにより、監督員を変更できるものとする。

（管理技術者）
第４条　乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、甲に書面により通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

（作業場所）
第５条　甲は、乙が業務を行う作業場所を指定する。
２　乙は、甲から指定された作業場所以外で業務を行う必要があるときは、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

（権利義務の譲渡等）
第６条　乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

（再委託）
第７条　乙は、事前に甲の承諾を書面で得た場合に限り、本件業務の一部を第三者に再委託することができるものとする。
２　乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。

（特許権等の使用）
第８条　乙は、この契約の履行に当たり特許権その他第三者の権利の対象となっている権利を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（成果物の自由使用権）
第９条　甲は、この契約の成果物を自由に利用し、又これを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

（業務内容の変更）
第 10 条　甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、業務内容を変更し又は業務の全部若しくは一部を一時中止することができるものとする。この場合において業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。
２ 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（履行期限の延長）
第 11 条　乙は、その責めに帰することができない事由により履行期限までに業務を完了することが出来ないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定めるものとする。

（検査及び引き渡し）
第 12 条　乙は、業務が完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を提出しなければならない。
２ 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から起算して 10 日以内に当該成果物について検査しなければならない。この場合において甲は、当該検査の結果を書面をもって乙に通知しなければならない。
３ 乙は、前項の検査の結果補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い再検査を受けなければならない。
４ 第２項の検査に合格したときをもって、当該成果物の引き渡しを完了したものとする。

（履行遅延利息等）
第 13 条　乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期限内に完了する見込みがあるときは、甲が乙から遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。
２ 前項の遅延利息の額は、未済業務部分の業務委託料相当額に対し、延長日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。

（業務委託料の支払い）
第 14 条　乙は、第 12 条第２項の規定による検査の合格の通知を受けたときは、書面をもって業務委託料の支払いを請求することができる。
２ 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。
３ 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅滞利息の支払いを甲に請求することができる。

（前金払）

第 15 条　乙は甲に対して前払金の支払いを請求することができる。

2　甲は、前項の規定による請求があったときは、予算の範囲内で、その日から起算して 14 日以内に前払金を支払うものとする。

3　前払金の各年度の支払限度額は次のとおりとする。

令和８年度　●，●●●，●●●円

（うち　取引に係る消費税及び地方消費税の額　●，●●●，●●●円）

令和９年度　●，●●●，●●●円

（うち　取引に係る消費税及び地方消費税の額　●，●●●，●●●円）

ただし、令和９年度の支払限度額については、当該年度の予算確定後、決定するものとする。

（甲の解除権）

第 16 条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 乙の責めに帰すべき事由により期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期が過ぎても着手しないとき。

三 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 乙が組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある団体の関係者または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの（以下「暴力団員等」という）であると判明したとき。

五 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という）の相手方が暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を 解除しなかったとき。

六 その他この契約書の条項に違反したとき。

2　前項の規定により契約を解除した場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

3　第１項の規定により契約を解除した場合において、甲は必要があるときは、既済分の引渡しを乙に請求することができるものとする。この場合、甲はその既済業務部分に対する業務委託料相当額を支払うものとし、支払額は、甲乙協議して定めるものとする。

4　前条の規定による前払金があったときは、前項の規定による支払金額と前払金を差引精算することとし、前払金額に余剰金があるときは、乙はこれを返還しなければならない。

5　甲は、第１項の規定により契約を解除したときは、乙は業務委託料の 10 分の１に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

6 甲は第１項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

7 甲は、群馬県政府調達苦情検討委員会（ 以下「苦情検討委員会」という。） から契約停止の通知を受けた場合は、契約の執行を停止することができる。

8 甲は、苦情検討委員会から契約を破棄する提案があった場合は、契約を破棄することができる。

9 前２項の規定により、契約の執行を停止し、又は契約を破棄したときにおいて、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責めを負わないものとする。

（談合等不正行為があった場合の解除等）

第 17 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは契約を解除することができる。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（ 昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条又は第８条第１号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第７条又は第８条の２の規定に基づく排除措置命令（ 排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第７条の２第１項の規定に基づく課徴金納付命令）又は独占禁止法第 85 条第１ 号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

二 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６ 又は独占禁止法第 89 条第１項若しくは第 95 条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２ 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき業務委託料の 10 分の２に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

３ 乙が第１項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

４ 前条第６項の規定は、第１項の規定による解除の場合に準用する。

（違約金等の遅延利息）

第 18 条 乙が、第 16 条第５項並びに前条第２項及び第３項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅滞利息の支払いを甲に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第 19 条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

一 第 10 条第１項の規定により業務内容を変更したため、当初の業務委託料が３分の２以上減少したとき。

二 甲がこの契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

２ 第 16 条第３項及び第４項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

（秘密の保持等）

第 20 条 乙は、業務上知り得た情報資産に関する守秘義務を負うものとする。

２ 乙は、前項の規定に違反し、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

（契約不適合責任）

第 21 条 甲は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して、相当の期間を定めてその契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2　前項の規定による契約不適合の修補又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から３年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は 10 年とする。
3　甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときから１年以内にその旨を乙に通知しなければ、当該契約不適合の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
4　第１項の規定は、成果物の契約不適合が仕様書等の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（暴力団等による不当介入があった場合の届出義務）

第 22 条　乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が暴力団員等から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

（資料の提供、管理及び返還）

第 23 条　甲は、乙に対し業務に必要な資料及び機器等を無償で貸与、開示等を行い提供するものとする。
2　乙は、業務に不要となった資料及び機器等があるときは、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。
3　乙は、甲から提供された業務に必要な資料及び機器等を施錠できる保管庫又は施錠、入退出管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。また、業務に必要な資料及び機器等は、業務以外の用途に使用してはならない。
4　乙は、甲から提供された業務に必要な資料を、甲の書面による事前の承諾を得ることなく複製又は本件業務の作業場所から持ち出してはならない。

（作業の進捗状況の報告）

第 24 条　乙は、甲から指示がある場合には、受託した業務の進捗状況等について、甲が求める時期、内容で、書面等により報告しなければならない。
2　乙は、甲から指示がある場合には、打ち合わせ会議を開催しなければならない。

（甲の検査監督権）

第 25 条　甲は、必要があると認める場合は、乙の作業現場の実地調査を含めた乙の作業に対する検査監督権及び作業の実施にかかる指示を行うことができる。
2　乙は、甲から進捗状況の提出要求、作業内容の検査実施要求、作業の実施にかかる指示があった場合は、それらの要求、指示に従わなければならない。

（合意管轄）

第 26 条　甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じた時は、前橋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

（契約外の事項）

第 27 条　この契約書の定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて、甲乙協議してこれを定めるものとする。